⑦　農　林　水　産　省

法 人 名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター（平成 19 年 4 月 1 日設立）＜特定＞ （理事長：吉羽　雅昭）
目　　的	一般消費者の利益の保護に資するため、農林水産物、飲食料品及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析、日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査等を行うことにより、これらの物資の品質及び表示の適正化を図るとともに、肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査等を行うことにより、これらの資材の品質の適正化及び安全性の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1　農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。2　1に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。3　日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。4　日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する技術上の調査及び指導を行うこと。5　3に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。6　4及び5に掲げるもののほか、3に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。7　肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査を行うこと。8　飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。9　飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。10　飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。11　1～10 の業務に附帯する業務を行うこと。 ○　上記の業務のほか、次の業務を行う。 1　農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 19 条の9第2項第6号の規定による検査並びに第 20 条の2第1項から第3項までの規定による立入検査。2　肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）第 30 条の2第1項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第 33 条の 3 第 2 項の規定による立入検査及び質問。3　農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）第 13 条の2第1項の規定による集取及び立入検査並びに同法第 15 条の3第2項の規定による立入検査。4　飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 57 条第 1 項の規定による立入検査、質問及び収去。5　愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成 20 年法律第 83 号）第 13 条第 1 項の規定による立入検査、質問及び集取6　地力増進法（昭和 59 年法律第 34 号）第 17 条第1項の規定による立入検査。7　遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年法律第 97 号）第 32 条第1項の規定による立入り、質問、検査及び収去。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：淵野　雄二郎）
分科会名	農業分科会（分科会長：淵野　雄二郎）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.famic.go.jp/ 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5年間（平成 18 年 4 月 1 日～平成 23 年 3 月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	1. A、B、C の 3 段階評価。（必要に応じて、A 評価とした場合には要因を分析し S 評価に、C 評価とした場合には要因を分析し D 評価にすることができる。） 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第２部第２節１（２）「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成 19 年 4 月に（独）農林水産消費技術センター、（独）農薬検査所及び（独）肥飼料検査所が統合したものである。紙面の都合上、統合前の 3 法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
＜項目別評価＞						
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	
(1)組織体制の強化	A	A	A	A	A	
(2)業務運営能力の向上	A	A	A	A	A	
(3)外部委託による業務の効率化	A	A	A	A	A	
(4)分析機器等に関する効率化	A	A	A	A	A	
(5)業務運営の効率化による経費の抑制	A	A	A	A	A	
(6)人件費の削減	A	A	A	A	A	
(7)生産段階における安全性等の確保に関する業務	A	A	A	A	A	
(8)農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務	A	A	A	A	A	
(9)情報提供業務	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	
(1)食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	S	A	A	A	A	
(2)情報提供業務の一元化及び提供内容の充実	A	A	A	A	A	
(3)窓口業務の全国における実施	A	A	A	A	A	
(4)検査・分析能力の継続的向上	A	A	A	A	A	
(5)肥料関係業務	A	A	A	A	A	
(6)農薬関係業務	A	A	A	A	A	
(7)飼料及び飼料添加物関係業務	A	A	A	A	A	
(8)土壌改良資材関係業務	A	A	A	A	A	
(9)食品表示監視業務	A	A	A	A	A	
(10)登録認定機関、認定事業者に対する指導・監督業務	A	A	A	A	A	
(11)JAS 規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務	A	A	A	A	A	
(12)農林物資の格付業務	A	A			A	
(13)国際規格に係る業務	A	A	A	A	A	
(14)農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務	A	A	A	A	A	
(15)依頼検査	A	A	－	－	A	
(16)緊急時の要請に関する業務	A	A	A	A	A	
(17)リスク管理に資するための有害物質の分析業務	A	A	A	A	A	
(18)カルタヘナ担保法関係業務	－	－	－	－	－	
(19)国際協力業務	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	
(1)経費（業務経費及び一般管理費）節減に係る取組	A	A	A	A	A	

(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A
(3)自己収入の増額に係る取組	A	A	A	A	A
(4)随意契約の適正化に係る取組	―	A	A	A	A
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－
5.重要な財産の譲渡又は担保に関する計画	－	A	－	－	A
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－
7.その他主務省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A
(3)積立金の処分に関する事項	A	A	A	A	A

2. 府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)(主なものの要約)

(1)総合評価

(総合評価に至った理由)

- 法人からの自己評価等の資料の提出や業務実績等に関するヒアリングをもとに、法人の中期計画項目について評価基準に基づき評価を行った結果、業務実績がなく評価対象外とした「依頼検査」、「カルタヘナ担保法関係業務」、「法人の短期借入金について、借入に至った理由及び使途、金額及び金利、返済の見込み」、「重要な財産の譲渡又は担保に関する計画」及び「剰余金の使途について、中期計画に定めた使途に充てた結果、当該事業年度に得られた成果」を除く中項目がA評価となった。併せて「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会(以下「政・独委」という。))」及び「平成22年度業務実績評価の具体的取組について(平成23年4月26日政・独委)」並びに「平成21年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について(平成22年12月22日政・独委)」を踏まえた評価を行った。その結果、法人の業務実績、達成度合及び対応状況等を総合的に勘案して、総合評価はA評価とする。
- 法人では「東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国産飼料等安全確認緊急検査プロジェクトチーム」を設置し、農林水産省からの指示に基づき放射能の測定に積極的に対応している。測定の実施に当たっては放射線の被曝等、職員の健康管理に十分注意することが必要である。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
組織体制の強化	1(1)	• 次のとおり組織運営及び組織体制の整備を行うことにより、検査等業務の効率的かつ効果的な推進及び緊急時や繁忙時における機動的で柔軟な業務運営を実施。 ○ 平成21年度の業務実績評価結果、平成22年度の業務進捗状況、監事監査・内部監査・苦情処理結果等を踏まえ、マネジメントレビューを実施するとともに、その結果に基づき、中期目標・中期計画の確実な進捗管理、内部統制の充実・強化、一般競争入札における競争性の確保等について、理事長から本部の部長及び各地域センター所長に対して指示。 ○ 本部の各部及び各地域センターのすべての業務部門にスタッフ制を運用し、各部課長等の指示により、業務の進捗状況等に対応して必要な検査態勢にスタッフ職員を集中的に配置する等の業務内容を調整するなど、効果的に運用。 ○ 各分野の専門家からなるプロジェクトチーム(3件)を設置し、各部門で蓄積された専門的知見を最大限に活用するなど統合メリットを最大限に発揮。 (設置したプロジェクトチーム(PT)) ・前作に使用された農薬の作物残留分析等PT ・一体的分析試験業務実施体制及び検査・分析能力向上のための研修のあり方検討PT ・東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う国産飼料等安全確認緊急検査PT	• 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 • 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成度合や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。
食の安全と消費者の信頼の確保に向けた取組	2(1)	• センター全体として取り組むべき課題について、専門技術的知見を有する職員から構成するプロジェクトチームを設置し、調査分析等を効率的かつ効果的に実施(設置したプロジェクトチームについては、上記「組織体制の強化」に記載)。 • 以下の取組等の実施により、緊急的にセンター一体となって被害のまん延の防止及び危	• 各小項目の評価結果を積み上げた評価はA評価であった。 • 各小項目の達成状況及びその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。

		害原因の特定に努める必要が生じた場合にあっては、プロジェクトチームの設置やスタッフ制の活用などを行い、検査等に係る知見やノウハウの結集を図りつつ、総力をあげて検査等を迅速かつ効果的に実施するための体制を整備。 (取組の例) ・「緊急調査分析実施マニュアル」に基づき、連絡体制並びに想定される要因及びその内容分類ごとに専門的知見を有する職員(平成22年度末現在の登録数:延べ69人)と機器について、登録内容を見直し、更新。 ・同マニュアルに基づき、訓練や情報収集を行い、緊急事態の発生に備えるとともに、想定される調査の内容別分類に係る研修を実施(2回、3名)。	
自己収入の増額に係る取組	3(3)	• 自己収入(飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)について、講師派遣の要請に積極的に対応する等の自己収入の増額のための取組を行った結果、平成22年度予算額を上回る自己収入(6,071千円)を得た。	• 小項目の評価結果から評価はA評価であった。 • 小項目の達成状況やその他の要因を踏まえ、達成状況や対応状況等を総合的に勘案した結果、妥当な実績であると考えられることから、S評価としないこととする。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 本法人では、業務運営上重大な問題である「内部監査で抽出した不適合事項」及び「窓口業務に係る苦情」が発生している。
これらの事項の評価については、監事監査及び外部有識者を含めた業務評価委員会において点検・評価が行われ、必要な改善等が図られている等としているが、貴委員会の評価結果等をみると、これら不適合事項等の内容並びに講じた措置の内容について業務実績報告書及び評価結果において、何ら明らかとされていない。
今後の評価に当たっては、国民への説明責任を果たす観点からも、法人の業務運営上重大な問題である事項については、当該事項の内容及び講じた措置について明らかにさせた上で、評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人種苗管理センター（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：野村　文昭）
目　　的	農林水産植物の品種登録に係る栽培試験、農作物の種苗の検査、ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、適正な農林水産植物の品種登録の実施及び優良な種苗の流通の確保を図ることを目的とする。
主要業務	1 農林水産植物の品種登録に係る栽培試験を行うこと。2 農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査を行うこと。3 ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 1～3に掲げる業務に係る技術に関する調査及び研究を行うこと。5 1～4に掲げる業務に付帯する業務を行うこと。6 種苗法の規定による集取を行うこと。7 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務に支障のない範囲内で、農作物に関する技術上の試験及び研究の素材となる植物の保存及び増殖を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：淵野　雄二郎）
分科会名	農業分科会（分科会長：淵野　雄二郎）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.ncss.go.jp/ 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5年間（平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価 なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞					A	A	
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の効率化	A	A	A	A	－	A	
(3)種苗生産の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(5)付帯業務の重点的な実施	A	A	A	A	A	A	
(6)植物遺伝資源の保存及び増殖の効率化	A	A	A	A	A	A	
(7)業務運営一般の効率化	A	A	A	A	A	A	
2.業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)栽培試験業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(2)種苗検査業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(3)種苗生産業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(5)付帯業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(6)遺伝資源業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減に係る取組	A	A	A	A	A	A	
(2)法人運営における資金の配分状況	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要な財産の処分等に関する計画	A	A	A	A	A	A	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)（主なものの要約）

(1)総合評価

（評価に至った理由）

- 平成22年度事業は、大項目について全てがA評価となっており、独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月閣議決定。以下「整理合理化計画」という。）における指摘事項に対しても的確な対応がなされている。さらに業務実績に対して、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点（平成22年5月31日政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「政独委」））」及び「平成22年度業務実績評価の具体的取組について（平成23年4月26日政独委）」並びに「平成21年度における農林水産省所管独立行政法人の業務の実績に関する評価の結果についての意見について（平成22年12月22日政独委）」を踏まえて総合的に勘案したところ、中期計画の達成に向けて順調に行われている（A評価）ものと判断した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
ばれいしょ及びさとうきびの増殖に必要な種苗の生産、配布等	1(3)	• 前年度に確立した農場の新しい役割分担の下に、ミニチューバー生産の拡大、品種構成の一部見直し等による生産計画を作成し、当該計画に即した生産の実施。	• ばれいしょ原原種生産において、気象の変動による需要量の変化に対応し、規格外種子を活用して、その売り上げを1千万円増加させたことは評価できる。

		• 整理合理化計画に即し、民間企業が作出した早期普及品種（アンドーバー）の種いも（ハウスチューバー）を受け入れ、原原種110袋を生産・配布。また、マイクロチューバー等を用いた原原種を利用する原種生産道県・団体及び原原種を生産する企業等からなる協議会を開催し、原原種の安定供給の確保について、意見交換、情報共有を行うとともに、独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針（22年12月閣議決定。以下「見直しの基本方針」）を踏まえ、原原種配布価格の引上げについて意見交換を実施。 • 原原種の気象の影響による供給量の変動及び需要量の変化に対応し、原原種配布先との調整を行い、供給量の不足した品種について規格外種子を配布。また、整理合理化計画及び見直しの基本方針に即し、余剰となったばれいしょ原原種及び規格外品の41％に当たる17,109袋について一般用種いもとして販売。	• ばれいしょ原原種生産における需給変動への規格外種子の活用については、気象変動とそれに伴う生産等予測だけでは対応できない部分もあり、難易度が高い業務であるが、的確に対応して増収につなげている。
農林水産植物の品種登録に係る栽培試験等	2(1)	• センターにおいて栽培試験を実施したことがない種類について、栽培試験方法等の検討を行い、20 種類の植物の栽培試験対象植物の拡大。 • 栽培試験対象植物の種類数の拡大に合わせ保存する対照品種の充実に努め、85 種類 459 品種を新たに収集するとともに、累計 5,322 品種（前年度 5,650 品種）を保存。 • やぶこうじ、バドレア　ダヴィディー（フサフジウツギ種）等 14 種類について審査基準案の作成に着手し、13 種類について審査基準案を作成し、農林水産省に報告。 • UPOVの審査基準を参考にするとともに、農林水産省及び学識経験者からなる検討委員会において種類別審査基準案の検討を行い、平均作成期間8か月で作成。	• 栽培試験方法等の検討を精力的に進めた結果、対象植物を20種類拡大し、目標の2種類程度を大きく上回る達成状況となっている。 • 栽培試験対象植物種類数の拡大に合わせ保存する対照品種については、新たに目標の1.5倍以上の459品種の拡大を図っている。 • 新規植物の種類別審査基準案の作成期間の短縮に向けて、現地調査の活用による効率化に取り組んだ結果、目標の1.5年以内を大幅に上回る8か月となっている。
農作物（飼料作物を除く。）の種苗の検査、指定種苗の集取、立入検査等	2(2)	• 257件の依頼検査のうち、芽生評価が不適切であったため再検査を行い報告が遅れたもの1件（52日）を除き、依頼のあった日から44日以内に報告。 • カルタヘナ法に基づく立入検査の指示があった際に検査を実施する国内流通種子のうち、とうもろこし36点及びえだまめ12点を対象に遺伝子組換え種子の混入についてモニタリングを実施。 • 消費・安全局長の指示により、未承認の遺伝子組換えパパイヤ種子が流通していないか調べるため、パパイヤ種子29点及び苗1点の採取並びに種子の検査を行い、結果を速やかに報告。	• 農作物の種苗の検査について、検査能力の維持は予算との関連性が高いが、効率化を進める中で迅速化にもよく対応している。 • カルタヘナ法に基づく立入検査について、遺伝子組換え体混入の可能性のあるパパイヤ種子を検査した結果、我が国初の未承認の栽培用種子が流通したケースとなったが、センターは行政機関との緊密な連携のもと、検査法の妥当性の確認、集取、検査・報告に迅速かつ的確に対応したことは高く評価できる。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし

法　人　名	独立行政法人家畜改良センター（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：矢野　秀雄）
目　　的	家畜の改良及び増殖並びに飼養管理の改善、飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布等を行うことにより、優良な家畜の普及及び飼料作物の優良な種苗の供給の確保を図ることを目的とする。
主 要 業 務	1 家畜、家きんの改良及び増殖並びに飼養管理の改善を行うこと。2 種畜、種きん、種卵、家畜人工授精用精液及び家畜受精卵の配布並びに種畜の貸付けを行うこと。3 飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び配布を行うこと。4 飼料作物の種苗の検査を行うこと。5 前各号の業務に関する調査及び研究、講習並びに指導を行うこと。6 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。7 家畜改良増殖法の規定による立入り、質問、検査及び収去。8 種苗法の規定による集取。9 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律の規定による立入り、質問、検査及び収去。10 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法第 20 条の政令で定める事務
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：淵野　雄二郎）
分科会名	農業分科会（分科会長：淵野　雄二郎）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.nlbc.go.jp/index.asp 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5年間（平成 18 年4月 1 日～平成 23 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. 原則としてS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)業務対象の重点化	A	A	A	A	A	A	
(2)業務運営の効率化及び組織体制の合理化	A	A	A	A	A	A	
(3)経費の縮減	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)家畜改良及び飼養管理の改善等	A	A	A	A	B	A	
(2)飼料作物の増殖に必要な種苗の生産及び供給	A	A	A	A	A	A	
(3)飼料作物の種苗の検査	A	A	A	A	A	A	
(4)調査研究	A	A	A	B	A	A	
(5)講習及び指導	A	A	A	A	A	A	
(6)センターの資源を活用した外部支援	A	A	A	A	A	A	
(7)家畜改良増殖法に基づく検査等	A	A	A	A	A	A	
(8)牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法に基づく事務	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.剰余金の使途	－	A	A	A	A	A	
6.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)職員の人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価に至った理由）

- 個別に評価を行う最下位項目については、S評価1項目、A評価 105 項目、C評価1項目であり、大項目についてはすべてがA評価となった。
- 特筆すべき事項として、家畜改良及び飼養管理の改善のうち、飼養管理の改善については、政策課題に対応した家畜の管理技術、飼料の生産・利用技術、放牧利用技術等の改善に努め、畜産関係者にその成果を情報提供するための実証展示等を行い、見学者を 1,500 名以上受け入れる計画に対し、受入見学者数が 815 名と計画を下回ったことからC評価とした。口蹄疫などの家畜伝染性疾病対策として、畜産関係者が家畜防疫の徹底の一環として、畜産関係施設への立入を自粛していたことが主な原因であると考えられる。
- センターの資源を活用した外部支援のうち、行政機関への協力について、平成 22 年4月に宮崎県で発生した口蹄疫発生に係る防疫措置等にセンターから延べ 4,097 名の職員を派遣し、また、全国各地で発生した高病原性鳥インフルエンザの防疫措置等に延べ 71 名の職員を派遣し、緊急対応に当たらせた。これらの他、宮崎県の新燃岳の噴火及び東日本大震災の発生直後には被災した畜産農家に対し 993 トンの粗飼料を提供するなど自然災害に係る緊急支援を速やかに実施したことは評価できる。加えて、派遣等に伴い通常業務を停滞させないため、各牧場において業務の割振りを柔軟に行うとともに、派遣者の業務を補完するなどにより超過勤務手当が増加する中、人件費を 17 年度比で5％以上削減する目標も同時に達成していることも加味しS評価とした。

- 特筆すべき事項に加え、業務の重点化や組織体制の見直しなどの取組による業務運営の効率化、国民に対して提供するサービス及びその他の業務の質の向上に関する取組、自己収入増加への取組や資金の重点的な活用などの財務関連の取組等について総合的に評価した結果、A評価とした。
  今後は、中期計画の着実な達成に向け、引き続き的確な業務運営に努めるとともに、22 年度中に発生した家畜伝染性疾病や自然災害の教訓を踏まえ、遺伝資源の保護やリスク管理を図るために、畜産の専門機関であるセンターの牧場・支場を更に活用することが有効であることから、このような視点からの業務運営についても引き続き積極的な取組を求める。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
業務運営の効率化 業務の進行管理 法令遵守の推進	1(2)	• 中期目標・中期計画の達成に向けて、年度計画に対する業務の進行状況を四半期ごとに点検・分析するとともに、役員会、牧場長会議において、計画達成を図るための対応方針の検討を実施。 また、業務運営に当たっては、農山漁村の6次産業化にも十分留意しつつ、効率的に実施するなど、計画どおり順調に実施。 • 内部統制の充実・強化を図り業務を適正に行うため、コンプライアンス推進計画に基づく取組を行った。具体的には、コンプライアンス推進月間を設けて役職員行動規範及び内部通報制度の周知徹底を図った。また、契約監視委員会等の開催による契約事務適正化の点検、監事監査及び内部監査の実施など、計画どおり順調に実施。	• 個別に評価を行った結果、年度計画どおり順調に実施されたと認められる。 • コンプライアンス委員会等における各種点検結果の業務への反映の確認及びこれまで発生した業務上の事故、不祥事に対する調査・検証結果等を踏まえ、対応策を検討し適切に実施されたい。特に 22 年度に発覚した職員による私的積立金等の流用事件に関しては、第三者による検証委員会の検証結果を踏まえ、しっかりした再発防止策の検討を行われたい。
国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上 調査研究	2(4)	• 生産性に関する形質として、乳用牛の生時体重、牛の過剰排卵反応性、豚の繁殖性及び鶏の腹腔内脂肪量について、DNAマーカーを分析し候補遺伝子の探索と機能解析を行うなど、計画的どおり順調に実施。 • 高泌乳牛における発情の微弱化や受胎率低下の要因調査を行うため、乳量と発情行動等との関連性、栄養状態の検討並びに分娩前後の血液生化学性状の調査を行い、更に、濃厚飼料の給与方法の改善により分娩後の栄養状態が改善する知見を得るなど、計画通りに順調に実施。	• 個別に評価を行った結果、年度計画どおり順調に実施されたと認められる。 • 調査研究について、様々な課題に継続的に取り組んでいることは評価できる。特に繁殖技術の改善及び問題点(受胎率の低下等)の解決に向けた取組で得られた知見については、積極的に生産現場へ普及するよう努められたい。また、調査研究については、引き続き課題の重要度や目標の達成度を評価し、重点化を図ることにも努められたい。
予算、収支計画及び資金計画 財務内容の改善		• 資金の配分については、事業実施上の重点課題、事業の進捗状況等に応じて配分することにより資金を柔軟に使用し、より効率的な事業の運営の実施。 • 収入については、当初予算は運営費交付金及び施設整備費補助金とも計画どおりであった。また、受託収入については業務の一環として受託を積極的に行ったことにより、予算額(141,422 千円)に対して決算額(238,170 千円)と約 68%の増収に、諸収入については農畜産物売払代のうち製品売払代(家畜、枝肉等)が前年度実績より伸びたことにより、予算額(666,366 千円)に対して決算額(1,169,898 千円)と約 76%の増収。	• 予算、収支計画及び資金計画を作成し、事業の効率化を推進することで経費の節減を図りつつ、業務が効率的に運営できるよう資金の適切な配分に努め、計画どおり順調に実施した。 • 効率化やコスト低減につながる創意工夫に対する予算措置、職場の活性化につながる効率化・外部化等の取組に対する予算措置、収入増加等につながる予算措置など、業務の効率化等を推進するための予算配分を工夫しており、評価できる。 引き続き、経費節減を図りつつ、業務の効率的な運営ができるような取組を行われたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 該当なし

法 人 名	独立行政法人水産大学校（平成 13 年4月 1 日設立）＜非特定＞ （理事長：鷲尾　圭司）
目　　的	水産に関する学理及び技術の教授及び研究を行うことにより、水産業を担う人材の育成を図ることを目的とする。
主要業務	1　水産に関する学理及び技術の教授及び研究。　2　1に掲げる業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：淵野　雄二郎）
分科会名	水産分科会（分科会長：小川　和夫）
ホームページ	法　　人：http://www.fish-u.ac.jp/ 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html
中期目標期間	5年間（平成 18 年4月 1 日～平成 23 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1．S、A、B、C、Dの5段階評価。 （A：計画に対して業務が順調に進捗している。 B：計画に対して業務の進捗がやや遅れている。） 2．なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(2)教育研究業務の効率化							
(3)業務の効率化	A	A	A	A	A	A	
(4)事務の効率的処理							
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)学理及び技術の教育	A	A	A	A	A	A	
(2)学理及び技術の研究	B	A	A	A	A	A	
(3)就職対策の充実	A	A	A	A	A	A	
(4)教育研究成果の利用促進	A	A	A	A	A	A	
(5)その他の活動							
(6)学生生活支援等	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
(1)経費節減（業務経費及び一般管理費）							
(2)受託収入、競争的資金及び自己収入増加							
(3)資金の配分状況							
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要資産の譲渡等	－	A	－	－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び船舶整備計画	A	A	A	A	A	A	
(2)施設・船舶・設備等整備							
(3)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(4)積立金の処分	－	－	－	－	－	－	
(5)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(6)環境対策・安全管理の推進	A	A	A	A	A	A	

2．府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)（主なものの要約）

(1)総合評価

（所見）
- 大項目の評価結果の全てを「A」と評価し、中期計画に対して業務が順調に進捗していると判断したため、総合評価を「A」とした。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
水産に関する学理及び技術の教育	2(1)	• 入試制度について改善を行うとともに、高校訪問等により意欲の高い学生の確保に努め、平成23年度入試における募集定員に対する倍率は4.5倍となった。 • 練習船による実習の中で、東日本大震災で大きな被害を受けた水産関連被災地への支援を行うべく準備を進めた。 • 入学段階から、学科の教育職員と練習船の海事教育職員が連携して、海技士の魅力、就職状況等を説明するとともに、水産関連海運会社	• 本科、研究科とも入学定員管理の課題をまだ残している。本科では、定員がわずかだが一般的な基準となる110％を超えているため、注意をされたい。研究科の水産資源利用学専攻は、今も定員管理を厳格にしなければならない水準にある。 • 東日本大震災への支援を練習船による実習に組み入れるなど、社会の動き、とくに今回のような水産に関わる社会変動をカリキュラムに反映されたことは大いに評価で

		等の見学及び説明会への参加を促して水産関連業界の実状を把握させたほか、個別の進路指導を通じて専攻科進学に意欲ある学生の教育を充実した。 など	きる。 • 航海士、機関士の高齢化が進んでおり、今後、益々水産系海技士の需要は高まる。また、中国、韓国などでは海洋権益の確保のため水産系海技士の養成に力を入れていると聞く。水産系海技士を養成する機関は国内で限られており、官庁船の航海士、機関士に占める本校の卒業生の割合は高く、水産系海技士の養成についてアピールが必要。
就職対策の充実	2(3)	• 平成22年度卒業・修了者の就職率は96.4%、このうち水産関連分野への就職率(内定者ベース)は79.6%、進学者のうち水産分野への進学率は90.3%であった。就職及び進学を合わせた水産分野への就職若しくは進学の割合は80.8%であった。 • 就職ガイダンス・合同企業説明会の開催等について学内委員会で検討し、就職対策方針を明確化し、教授会等を通じて全ての教職員に周知徹底させた。 など	• 就職が厳しい社会情勢のなかにあって、水産業及びその関連分野への就職率79.6%は立派な成果。ぜひとも維持・継続してほしい。さらに1年次からの動機づけ授業は、これからも効果を発揮することとして期待したい。 • H22年度卒業・修了者の就職率96.4%は厚労省HPによるH22年度大学就職率91.1%(過去最低水準)を大きく上回っており、きめ細かな就職対策が功を奏した結果と評価できる。また、水産業及びその関連分野への就職率も本科、専攻科、水産学研究科それぞれで、目標の75%を超えており、評価できる。
教育研究成果の利用の促進及び専門的知識の活用等	2(4)	• 広く一般市民を対象として公開講座「魚醤 ー魅惑の水産発酵食品ー」を開催した。また、引き続き、地元水族館において周年に亘ってオープンラボを開催し、約2万人の参加を得た。 など	• 公開講座やオープンラボという取り組みは、水産大学校ならではの内容である。今後は中高生を対象にしたイベント等も大いに進めてもらいたい。そして、国内で唯一の農林水産省所管の水産専門の高等教育機関として水産教育の意義を大いに高めてもらいたい。

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

- 本法人が保有する2隻の練習船(耕洋丸、天鷹丸)については、中期計画において、実習生定員に対する乗船実績や教育内容の重点化等を踏まえ、適正かつ効率的な運用を行うこととされている。学生乗船率は、練習船ごとに定められた学生ベッド数に占める乗船学生数の割合で算出するため、年度ごとの乗船率にはある程度の増減が伴う。第2期中期目標期間(平成18年度から22年度)の天鷹丸の学生乗船率をみると、18年度=82パーセント、19年度=87パーセント、20年度=85パーセント、21年度=100パーセント、22年度=87パーセントと82パーセントから100パーセントの範囲で推移しているものの、22年度の学生乗船率は87パーセントであり、21年度と比較して13パーセント減少していることについて、評価結果等において、その理由が明らかにされていない。今後の評価に当たっては、練習船の効率的運用に向けた取組について、国民に対する分かりやすい評価を行うという観点から、過去の学生乗船率と比較して大きな変動が生じた場合には、その変動が生じた理由を明らかにさせた上で、厳格に評価を行うべきである。
- 水産業及びその関連分野への就職については、第2期中期目標において、「大学校で学んだ水産に関する知識や技術を就職先で活かせるよう、水産に関連する分野への就職割合を向上させるべく大学校を挙げて取り組みを充実させ、水産業及びその関連分野への就職割合が75%以上確保されるよう努める。」とされている。これについては、昨年度の当委員会意見において「水産業を担う人材を育成するという本法人の目的に照らして適切な評価を行う観点から、水産業及びその関連分野への就職割合の算定方法を見直し、進学者のうち水産分野への進学率等を考慮した評価を行うべきである。」との指摘を行っている。貴委員会の評価結果をみると、当委員会の指摘を踏まえ、本科、専攻科、研究科全卒業者に占める水産関連分野への進学及び就職割合(以下「水産関連分野進学・就職割合」という。)等を基に評価し、「A」評定(計画に対して業務が順調に進捗している)としているものの、研究科における「水産関連分野進学・就職割合」(71.4パーセント)が目標の75パーセントを下回ったことに対する評価が行われていない。今後の評価に当たっては、学科ごとの人材育成に関する適切な取組を促す観点から、本科、専攻科、研究科それぞれの「水産関連分野進学・就職割合」についても、厳格に評価を行うべきである。
- 専攻科(船舶運航課程、船用機関課程)については、第2期中期目標において、「二級海技士免許筆記試験の合格率80%を目指す」とされている。貴委員会の評価結果をみると、専攻科全体としてその他の項目の実績も勘案し、「A」評定(計画に対して業務が順調に進捗している)としているのみで、船舶運航課程における二級海技士(航海)免許筆記試験の合格率が78.9パーセントと目標の80パーセントを下回ったことに対する評価が行われていない。今後の評価に当たっては、専攻科の課程(船舶運航課程、船用機関課程)ごとの二級海技士免許筆記試験に関する適切な取組を促す観点から、各課程それぞれの当該試験の合格率について、厳格に評価を行うべきである。

法 人 名	独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（平成 18 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：堀江　武）
目　　的	1 農業及び食品産業に関する技術上の総合的な試験及び研究等を行うことにより、農業及び食品産業に関する技術の向上に寄与するとともに、民間等において行われる生物系特定産業技術に関する試験及び研究の促進に関する業務を行うことにより、生物系特定産業技術の高度化に資するほか、近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うことにより、農業を担う人材の育成を図ることを目的とする。2 1のほか、農業機械化促進法（昭和 28 年法律第 252 号）に基づき、農業機械化の促進に資するための農機具の改良に関する試験及び研究等の業務を行うことを目的とする。
主要業務	1 農業及び食品産業に関する多様な専門的知識を活用して行う技術上の総合的な試験及び研究並びに調査を行うこと。2 1に掲げるもののほか、農業生産に関する技術、農業工学に係る技術その他の農業に関する技術及び食品産業に関する技術についての試験及び研究並びに調査並びにこれらに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと（3に規定する業務に該当するもの及び農林水産省の所管する他の独立行政法人の業務に属するものを除く。）。3 家畜及び家きん専用の血清類及び薬品の製造及び配布を行うこと。4 試験及び研究のため加工した食品並びにその原料又は材料の配布を行うこと。5 生物系特定産業技術に関する基礎的な試験及び研究を他に委託して行い、その成果を普及すること。6 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を政府等（政府及び独立行政法人をいう。以下同じ。）以外の者に委託して行い、その成果を普及すること（5に掲げる業務に該当するものを除く。）。7 政府等以外の者に対し、生物系特定産業技術に関する試験及び研究を国の試験研究機関又は試験及び研究に関する業務を行う独立行政法人と共同して行うことについてあっせんすること。8 生物系特定産業技術に関する試験及び研究を行う政府等以外の者に対し、政府等から当該試験及び研究の素材として生物の個体又はその一部の配布を受けることについてあっせんすること。9 生物系特定産業技術に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。10 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授を行うこと。11 農業機械化促進法第 16 条第1項に規定する業務を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：淵野　雄二郎）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：齋藤　修）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.naro.affrc.go.jp/ 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h22/top.htm
中期目標期間	5年間（平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	第2期中期目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. 小項目をS、A、B、C、Dの5段階評価。中項目以上は下位の評価単位を集計。 2. なお、詳細な評価手法は第2部第2節1(2)「評価基準等」を参照。 3. 法人は、平成 18 年4月に（独）農業・生物系特定産業技術研究機構、（独）農業工学研究所及び（独）食品総合研究所の3法人が統合したものである。紙面の都合上、統合前の3法人の評価項目は記載せず、統合後の評価結果のみを記載している。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施	A	A	A	A	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	B	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)近代的農業経営に関する学理及び技術の教授	A	B	B	B	B	B	
(3)生物系特定産業技術に関する基礎的研究の推進	A	A	A	A	A	A	
(4)生物系特定産業技術に関する民間研究の支援	A	A	A	A	A	A	
(5)農業機械化の促進に関する業務の推進	A	A	A	A	A	A	
(6)行政との連携	S	A	A	A	S	S	
(7)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(8)専門研究分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	―	―	
5.重要な財産の譲渡等	A	A	A	A	―	A	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	―	―	
7.その他省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	S	S	S	
(3)情報の公開と保護	A	B	A	A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	A	A	B	B	A	A	

2．府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)（主なものの要約）

(1)総合評価

（総合評価に至った理由）

- 「第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」、研究開発を含む「第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置」、「第3 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画」、「第5 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画」及び「第7 その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて、中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績 (府省評価委員会による記述の要約)	府省評価委員会による評価結果等
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	• 運営費交付金によるプロジェクト研究に総額1,189 百万円、重点事項研究強化費に 249 百万円を配分し、効率的な研究推進を図った。重点事項研究強化費の一部を迅速な行政対応のための経費として拡充し、「口蹄疫対応関連調査」「花粉媒介用ミツバチ不足に関する調査」に対して配分した。また、農林水産省については85件(予算額6,517百万円)、他府省については7件(予算額 136 百万円)の政府受託研究を実施し、政策上重要な研究課題に重点的に取り組んだ。 • 農林水産省の「実用技術開発事業」については、中核機関として継続 31 課題、新規採択 26 課題を実施し、総額 1,744 百万円を獲得した。文部科学省および日本学術振興会の「科学研究費補助金」については、研究代表者として継続 101 課題、新規採択 63 課題を実施し、総額361百万円を確保した。その他の資金857百万円を含め、22 年度に獲得した競争的研究資金の総額は2,962百万円であった。 など	• 運営費交付金については、レギュラトリーサイエンス等の社会的要請の高い 35 課題を選定し、1,189 百万円を重点配分するとともに、理事長のトップマネジメント経費を活用し、口蹄疫対応や花粉交配用ミツバチ不足等の行政課題に迅速に応えるなど、効率的な活用が図られており評価できる。 • 外部資金への応募奨励と支援により、平成 22 年度は、2,962 百万円の競争的研究資金を獲得した。高額機械、圃場、家畜の共同利用や、施設等の廃止・集約による維持管理費の削減に取り組んでいることは評価できる。 など
行政との連携	2(6)	• 災害対策基本法に基づく指定公共機関として、東日本大震災、霧島連山・新燃岳噴火等に職員を派遣して、被災した防波堤、ダム等の対策等に迅速に対応した。 • 東日本大震災に伴い発生した原子力発電所被害による放射性物質の農産物・食品への影響に対して、消費者や事業者に正確な情報を迅速に提供するため、3月 22 日に食品総合研究所のホームページ上に情報サイトを公開し、逐次更新している。家畜伝染病発生時の緊急防疫活動では、口蹄疫の確定検査において 292 例の口蹄疫を確定した。 など	• 東日本大震災の発生に際し、「東日本大震災・農研機構対策本部」を設置し、直ちに農地・灌漑施設の緊急被害調査や2次災害防止のための提言を行うとともに、放射性物質の農産物・食品への影響について情報サイトを開設し、消費者等への情報提供に努めている。また、口蹄疫発生に際しては292例を確定し、清浄性確認のために 8,361 頭を検査するなど、国からの緊急要請に対して通常業務を停滞させることなく迅速かつ組織的に対応したことは高く評価できる。引き続き、被災農地の復旧や原発事故対応等のために、技術的な貢献を行うことを強く期待する。 など
人事に関する計画	7(2)	• 研究職員の採用は、任期付研究員を主体にパーマネント選考採用と当機構独自に実施した研究職員採用試験による試験採用を組み合わせて行った。 • 21 年度に策定した男女共同参画行動計画ならびに次世代育成支援行動計画に基づき、科学技術振興調整費女性研究者支援モデル事業を活用した、意識啓発のためのセミナーの開催、業務と家庭生活を両立させるためのパンフレット・冊子の発行、育児に携わる女性研究者への研究支援要員の配置(45 名)、支援研究費の配分(2 件)等を実施した。 など	• 研究職員の確保については、任期付研究員や選考採用に加えて、農研機構独自の採用試験を実施し9名を採用したほか、平成23年度採用に向け新たに 2 分野において独自採用試験を行うなど、中期目標達成に向けた人材確保のために熱意ある取組を行っており、高く評価できる。 • 男女共同参画を着実に進めるため、育児に携わる女性研究員への研究支援要員の配置など、仕事と子育てを両立しやすい雇用環境の整備に取り組んでおり、平成22年度の研究職員採用における女性の応募者数や採用者数が大幅増となったことも評価できる。 など
環境対策・安全管理の推進	7(4)	• 規制薬品についての一斉点検を平成 22 年7月に実施し、規制薬品に係る法令・諸規定の教育・訓練、不要薬品の廃棄処分を行った。また、理事長を委員長とする毒劇物等管理委員会を設置するとともに、規制物質管理を行う担当者の配置、毒物・劇物管理マニュアルおよび毒物劇物等取扱規程の制定、本部役職員による実地検査の実施等、これら薬品の適正な管理システムを構築した。 など	• 化学物質の管理については、平成 20 年度、21年度と不適切な管理が判明したことから、規制薬品の一斉点検、利用されていない薬品類の定期的な廃棄、本部役職員による実施検査などの取組を行うとともに、規制薬品の一元管理システムの導入準備がなされるなど、改善が見られた。薬品類の転倒防止措置が適切に講じられたことにより、東日本大震災において大きな被害に至らなかったことは評価できる。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成22年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

〔個別意見〕
- 該当なし

法 人 名	独立行政法人農業生物資源研究所（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：石毛　光雄）
目　　的	生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究、昆虫その他の無脊椎動物の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究等を行うことにより、生物の農業上の利用に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1　生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習を行うこと。2　昆虫その他の無脊椎動物（みつばちを除く。）の農業上の利用に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。3　蚕糸に関する技術上の試験及び研究、調査、分析、鑑定並びに講習を行うこと。4　原蚕種並びに桑の接穂及び苗木の生産及び配布を行うこと。5　農作物の品種改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。これらの業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で林木の品質改良のための放射線の利用に関する試験及び研究を行うこと。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：淵野　雄二郎）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：齋藤　修）
ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ	法　　人：http://www.nias.affrc.go.jp/index.html 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h22/top.htm
中期目標期間	5年間（平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期中期 目標期間	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、Dの5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	B	A	A	A	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A	A	A	A	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	B	A	A	A	A	
(3) 専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	A	A	A	A	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	－	－	－	－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	A	A	B	B	B	B	

2．府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)（主なものの要約）

(1)総合評価

（評価に至った理由）

- 「第1　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3　予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」及び「第7　その他　農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

(2)項目別評価

評価項目	(1との関連)	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
産官学連携、協力の促進・強化	1(4)	• 生物研の持つ研究資源と、外部機関の知識・技能を融合して研究を推進するため共同研究契約を締結して、研究を実施した。22年度には、血友病モデルブタの開発、ﾘｮｸﾄｳ遺伝資源の多様性に基づく国産種子によるもやし生産体制の確立、カイコ染色体置換系統を用いた有用遺伝子解析に関する研究等新たに16件の共同研究契約を締結し24組織と共同研究を行い、連携協力及び研	• 産学官連携では、血友病モデルブタの開発など、新たに16件の共同研究契約を締結している。また、共同研究の成果として12件の国内特許出願が行われており評価できる。 など

		究推進を図った。共同研究の成果のひとつとして、特許の共同出願を実施し、22年度は35件の国内特許出願中、12件が共同研究の成果であり、連携、協力の効果が認められる。 など	
バイオテクノロジーによる有用物質生産技術の開発	2(1)	• 植物における遺伝子組換え技術の高度化・効率化に関しては、インディカ品種カサラスが日本晴より格段に高い形質転換能力を持つことを見出し、更に標的遺伝子の切断と削り込みにより、ジーンターゲットの効率を 100 倍程度向上できることを示した。また、ジンクフィンガーヌクレアーゼを利用したノックダウン植物体の作出に世界で初めて成功した。 • 機能性作物の開発では、スギ花粉症緩和米の医薬品作物の開発に向けた実用化系統の増殖や医薬品としての審査に必要なデータ集積作業が進展した。その他の血圧調整やコレステロール調整などの機能を有する生活習慣病予防米についても開発が進み、特に、血圧調整機能を有するノボキニン蓄積米については、ラットへの長期投与試験により高い効果が確認された。 • 組換えカイコによる医薬品等の生産では、ブタ IL-2、ウマ HA、ウシ IFN γ等を中部絹糸腺で発現する遺伝子組換えカイコを作出した。 • 家畜・家きんの遺伝子組換え技術の高度化・効率化については、ヒト癌治療への応用を目指して代表的癌抑制遺伝子 p53 ノックアウトモデルブタを開発し、これまでの生活習慣病モデルブタの開発と合わせ、体細胞クローン技術を利用した遺伝子組換え技術の水準の高さを示した。 • 3 次元組織培養に適した新しいコラーゲンビトリゲルチャンバーを開発し、更にそれを利用してヒト角膜上皮モデルを構築するとともに、このモデルを利用した眼刺激性の定量的評価の可能性を示唆した。	• 課題全体として順調に進捗していることに加え、複数の課題については、実用化を見据え民間企業と共同で研究を行っており高く評価できる。 など
研究成果の公表、普及の促進	2(2)	• ジーンバンクが保存する遺伝資源に対する配布要請に応じ、植物遺伝資源 7,997 点、微生物遺伝資源 1,597 点、動物遺伝資源 114 点、DNA 等 32 点の配布を行った。また、世界のイネコアコレクション 23 セット(1,587 点)、日本在来イネのコアコレクション 18 セット(900 点)を配布した。 など	• 研究成果のデータベース化、ジーンバンクが保存する遺伝資源の配布(9,740点)、世界と日本のイネコアコレクションの配布(2,487点)、イネcDNA、Tos17変異系統、遺伝解析材料の配布(566件)など、基礎・基盤研究の成果活用に向けた取組は評価できる。 など
環境対策・安全管理の推進	7(4)	• 研究所内にある化学物質を一元的に管理するため、21年度に試験運用を行った化学物質管理システムを、22年度4月から本格的に運用開始した。同システムには、研究室等にあるすべての化学物質の登録を義務づけた。不適正な管理下にある化学物質として、22年度に、麻薬、国際規制物資及び特定毒物に該当するもの3件が発見された。 • 農環研地区バイオプラントリサーチセンターにある遺伝子組換えイネを栽培中の温室で、9月に、天窓が一時的に開放状態となっていた。関係監督官署へ届出を行い、その指示・指導の下で適切な処置を行った。本件については、10月1日に文部科学省より厳重注意を受けた。 など	• 平成22年4月からの化学物質一元管理システムの運用に伴い、使用頻度の低い古い薬品等の確認と廃棄処分に研究所全体で取り組んだ結果、不適切に管理されている化学物質が3件発見された。これは、独法化に伴う移管手続きの不備や新規麻薬指定への未対応が要因となっており、引き続き化学物質の管理に関する法令遵守の徹底にも取り組む必要がある。 • また、平成22年9月には、遺伝子組換え温室の不適切な管理が発見された。これに対しては、関係監督官署の指示・指導の下で、施設の改修、入室許可の厳格化、法令遵守や教育訓練など、再発防止の徹底を図っているが、遺伝子組換え実験に対する信頼を失わないためにも、入室記録の整備や施設の抜き打ち検査による再発対策の検証など、更なるリスクマネジメントの徹底を期待する。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見(H23.12.9)(個別意見)

• 該当なし

法 人 名	独立行政法人農業環境技術研究所（平成 13 年4月1日設立）＜非特定＞ （理事長：佐藤　洋平）
目　　的	農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究等を行うことにより、その生育環境の保全及び改善に関する技術の向上に寄与することを目的とする。
主要業務	1　農業生産の対象となる生物の生育環境に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びにこれに関連する分析、鑑定及び講習。 2　前号の業務に附帯する業務。
委員会名	農林水産省独立行政法人評価委員会（委員長：淵野　雄二郎）
分科会名	農業技術分科会（分科会長：齋藤　修）
ホームページ	法　　人：http://www.niaes.affrc.go.jp 評価結果：http://www.maff.go.jp/j/council/dokuhou/h22/index.html http://www.s.affrc.go.jp/docs/hyouka/bunkakai/jisseki_hyouka/h22/top.htm
中期目標期間	5年間（平成 18 年4月1日～平成 23 年3月 31 日）

1．府省評価委員会による評価結果

評価項目	H18 年度	H19 年度	H20 年度	H21 年度	H22 年度	第2期 中期目標	備考
＜総合評価＞	A	A	A	A	A	A	1. S、A、B、C、D5段階評価。 2. なお、詳細な評価基準（手法）は第2部第2節1（2）「評価基準等」を参照。
＜項目別評価＞							
1.業務運営の効率化	A	A	A	A	A	A	
(1)評価・点検の実施と反映	B	A	A	A	A	A	
(2)研究資源の効率的利用及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(3)研究支援部門の効率化及び充実・高度化	A	A	A	A	A	A	
(4)産学官連携、協力の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
(5)海外機関及び国際機関等との連携の促進・強化	A	A	A	A	A	A	
2.国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上	A	A	A	A	A	A	
(1)試験及び研究並びに調査	A×6	A	A	A	A	A	
(2)研究成果の公表、普及の促進	A	A	A	A	A	A	
(3)専門分野を活かしたその他の社会貢献	A	A	S	A	S	S	
3.予算、収支計画及び資金計画	A	A	A	A	A	A	
4.短期借入金の限度額	－	－	－	－	－	－	
5.重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	－	－	－	－	－	－	
6.剰余金の使途	－	－	－	－	－	－	
7.その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項	A	A	A	A	A	A	
(1)施設及び設備に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(2)人事に関する計画	A	A	A	A	A	A	
(3)情報の公開と保護	A	A	A	A	A	A	
(4)環境対策・安全管理の推進	B	B	B	A	A	B	

2．府省評価委員会による平成 22 年度評価結果(H23.8.31)（主なものの要約）

（1）総合評価

（評価に至った理由）

- 「第1　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置」、法人の主要な業務である研究開発を含む「第2　国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置」、「第3予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画」及び「第7　その他農林水産省令で定める業務運営に関する事項等」の総てについて中期計画に対して業務が順調に進捗したと判断し、Aと評価した。

（2）項目別評価

評価項目	(1)との関連	独立行政法人の業務実績	府省評価委員会による評価結果等
研究資源の効率的利用及び充実・高度化	1(2)	• 中期目標の達成に有効な外部資金について、引き続き積極的に応募し、前年度からの継続実施も含め、計101件、約14億7,600万円を獲得した。うち、競争的資金については58件、約3億8,500万円となっており、課題件数は前年同、獲得金額は対前年で増加した。 • 研究本館を始めとする各施設の建設から30年近くを経過し、各施設や設備の老朽化が進んでいる。このため、施設整備費補助金や運営費交付金による第2期の修繕計画を策定し、研究環	• 外部研究資金の獲得に関しては、公募型研究経費獲得予算が若干の減額となったものの、競争的研究資金の獲得額は大幅に増えている。 • 研究施設の老朽化対策や研究機器の共同利用は着実に進んでいるが、更に施設・設備の効率的利用に向けて、独法間の連携を強めることが期待される。 • 研究職員の業績評価システムを改善し、競争的環境の醸成を図っていること、一般職員や技術専門職員についても、第Ｉ種衛生管理者や危

		境の維持や整備を計画的に実施した。 • 一般職員では、簿記研修を実施し、業務上必要な知識の資質向上を図った。また、第Ⅰ種衛生管理者受験準備講習会に1名参加させるとともに、第Ⅰ種衛生管理者試験の合格を果たした。 など	険物取扱者の合格者を出すなど、人材育成に努めていることは評価できる。 など
農業生態系における有害化学物質のリスク管理技術の開発	2(1)	• ディルドリン残留ほ場で 8 科 18 作物を栽培し、各作物の可食部および株元土壌を分析したところ、可食部への移行率（可食部中濃度／土壌中濃度）はウリ科作物が高く、ウリ科以外ではダイコン、ニンジン、バレイショが高い傾向にあった。また、可食部への移行率を残留基準値で除した基準値超過指標値を算出したところ、ダイコンやバレイショは残留基準値が低いため、基準値超過指標値はカボチャやズッキーニと同様に高い値となった。以上から、ディルドリン残留ほ場におけるキュウリの代替作物としては、他のウリ科作物、および残留基準値の低い根菜類（ダイコン）やイモ類（バレイショ）は避けるほうが適切であることが示された。 • 水田で使用する農薬について、その物理化学性、環境条件、流域特性などの情報を用いて、河川水中の農薬濃度を精度良く予測し、地図上に濃度分布を表示することができるシミュレーションモデル（GIS 結合型 PADDY-Large モデル）を開発した。このモデルでは、どの地域でどの時期に河川水中の農薬濃度がどの程度で推移するのかを可視的に評価することができる。 など	• 有機化学物質のリスク低減技術の開発については、ディルドリン汚染地でのキュウリ代替作物選定のため、ディルドリンの各作物の可食部への移行率を解明するとともに、ウリ科野菜に関する残留性有機汚染物質（POPs）の汚染度予測技術を開発した。 • リスク評価については水田で使用する農薬の河川水中での農薬濃度予測モデルを開発しており、これらの点は評価できる。 など
専門研究分野を活かしたその他社会的貢献	2(3)	• 行政の要請に対応して実施したものとして、平成22年度においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、米、麦、農耕地土壌を対象としたセシウム濃度のモニタリングデータ（1959～2001年）及び土壌情報に加えて、チェルノブイリ事故対応時の分析結果や作物への移行に関する既存知見を農林水産省に提供したほか、平成23年4月8日に原子力災害対策本部が発表した「稲の作付に関する考え方」における「水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標」について、指標案の作成に外部専門家として貢献した（理事長他2名）。 など	• 平成23年3月に発生した福島原発事故に伴い、農林水産省から要請のあった農作物及び土壌の放射能濃度の測定に取り組むとともに、1959年から2001年にわたって蓄積してきた米麦や農耕地土壌に含まれるセシウム濃度のモニタリングデータの提供、原子力災害対策本部における「水田土壌中の放射性セシウムの米への移行の指標」作成への協力など、専門分野を活かした社会貢献は高く評価できる。 など
環境対策・安全管理の推進	7(4)	• 平成22年11月、廃棄予定薬品の処分を委託した廃棄物処理専門業者の作業員が薬品保管庫内で搬出のための仕分け作業中に硝酸と蟻酸を搬出用ポリタンクに混入し密封をしたため、化学反応による気体の急激な発生によりポリタンクが破裂した。この事故により窓ガラスと薬品保管庫扉が破損し、室内にガスが充満し、作業員1人に薬品が飛散したが、直ちに緊急用シャワーで洗浄し救急搬送をした。また、消防署員による現場確認と薬品除去を行うとともに、関係機関への報告を実施した。この事故を受けて、委託業者に対して厳重注意を行い再発防止対策を講じるよう申し入れをし、改善方針を提出させた。 など	• 消防法に定める危険物や長期保管されている薬品の縮減を続けているが、委託先の廃棄物処理業者の過失による事故が起きたことから、委託業者への注意喚起を徹底するとともに、廃棄物破棄業務等の外部委託契約の際に、安全対策など業務の質にも配慮するといった再発防止の取組が必要である。 など

3. 政策評価・独立行政法人評価委員会の平成 22 年度評価に関する意見（H23.12.9）（個別意見）

• 該当なし